



若桜町監発第31号
令和4年10月31日

若 桜 町 長 上川 元張 様
若桜町議会議長 山根 政彦 様



若桜町監査委員 谷口 秀昭



同 梶原 明

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 監査の実施日 令和4年10月21日（金）町民課・福祉保健課
10月25日（火）経済産業課

2 実施場所 役場3階 全員協議室

3 監査の方法と範囲 (1) 町民課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること

(2) 福祉保健課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること

(3) 経済産業課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
① 主な事業の進捗状況等について
② 工事、委託事業、備品購入執行状況等について
③ その他、所管に関すること

4 監査の着眼点 ○ 所管する工事や事業の進ちょく状況は適正か。
○ 契約の履行が確実に行われているか。
○ 隨意契約による理由は適正か。
○ 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。

- 委託料、工事請負費等の支出時期及び額は適正か。
- 検査、検収は確實に行われているか。
- 契約書等関係書類及び各種帳簿は確實に整備されているか。また、それらの内容は適正か。

5 監査の結果

- (1) 3 (1) ①のうち、マイナンバーカードの普及啓発について、家から役場までの往復送迎、夜間、休日開庁、庁舎外での出張窓口の開設など、積極的に実施されていることを確認した。しかしながら、9月末時点の交付率は35.5%と県下でも低い状況である。マイナンバーカードは、町民の利便性の向上や行政の業務効率化の有用な手段となることから、更なる普及促進に努められたい。
- (2) 3 (1) ①のうち、令和4年12月の民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選について、欠員地区は4地区、主任児童委員は2名欠員となっており、近年、民生委員のなり手不足といった問題が生じている。地域に民生委員がないことは、地域福祉増進の妨げとなるため、自治会からの推薦を基本としつつも、民生委員の確保に向けた対策を早急に検討されたい。
- (3) 3 (2) ①②③、(3) ①②③については、特に指摘事項なし。

以上